

公文書非開示決定通知書

寿 議 号
令和2年12月30日

樋谷和幸様

寿都町議会議長 小西正尚



令和2年12月21日開示請求のあった公文書について、寿都町情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

1 請求に係る公文書	平成31年1月から令和2年12月に開催された全員協議会の要点記録
2 開示しない理由	寿都町情報公開条例第8条2号に該当 全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めているため
3 開示することができる日	
4 担当課等	寿都町議会事務局 電話 62 - 2511 (内線) 71
5 備考	

注 3の欄は、開示することができる期間をあらかじめ明示できるときに、その期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以降に改めて開示請求をしてください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、寿都町議会議長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寿都町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。